

○町田市町内会・自治会補助金交付要綱

昭和56年4月1日

適用

市民部市民協働推進課

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

第1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）に定めるもののほか、町田市町内会・自治会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、町内会・自治会（以下「町内会」という。）に対し、共同活動に要する経費を補助することにより、地域住民の共同活動を育成し、もって住民相互の親睦と相互扶助の向上を図ることを目的とする。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、補助金に係る町田市の会計年度の9月末日までに町田市に設立届が提出された町内会で次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 一定の区域の住民が共同活動を行うため、会員となり、自主的に運営されている団体であること。
- （2） 会員の福祉を増進し、会員相互の親睦と扶助等の事業を行っている団体であること。
- （3） 加入世帯が21世帯以上であること。ただし、昭和54年度以前に市に設立届を提出したものは、この限りでない。

第4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、地域的な共同活動で、次に掲げるものとする。

- （1） 環境美化に関する活動

- (2) 交通安全、防犯、防火又は防災に関する活動
- (3) 健康の増進に関する活動
- (4) 文化、スポーツ又は教養に関する活動
- (5) 広報又は広聴に関する活動
- (6) 関係機関等との協働に関する活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域住民相互の親睦、相互扶助等に関する活動

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第4に規定する補助対象事業に要する経費とする。

第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、第5に規定する補助対象経費の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額を限度とする。

- (1) 基本額 1万2,000円
- (2) 世帯額 加入世帯数（4月1日における加入世帯の数（4月1日後に設立された町内会については、設立届に記載した加入世帯の数）をいう。）に200円を乗じて得た額
- (3) 掲示板の設置又は修繕に係る補助額 掲示板の設置又は修繕に係る実支出額に2分の1を乗じて得た額。ただし、設置にあつては5万円、修繕にあつては2万円を限度とする。

第7 補助金の概算払

補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を請求することができる。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、1981年4月1日から適用する。

2 この要綱は、2026年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、1985年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、1989年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、1992年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2002年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。ただし、第17第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。ただし、第17の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年3月31日から施行する。

